

【改定前】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和 7 年 1 0 月

福岡市水道局

【改定後】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和 8 年 1 0 月

福岡市水道局

【改定前】

第1章 総 則

第1節 総 則

1－1－1 適 用

1. 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福岡市水道局が発注する水道工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
なお、土木工事（河川工事、地すべり工事、道路工事）、港湾工事、下水道工事、公園緑地工事、農業土木工事、その他それらに類する工事については福岡市制定の土木工事共通仕様書に準拠するものとする。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、適正な監督・検査体制のもとで建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査等）にあたっては、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表（金抜設計書）に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表（金抜設計書）の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。

1－1－2 用語の定義

1. 監督職員とは、総括監督員、監督員を総称していう。監督職員とは、契約約款第9条第1項に基づき発注者が選任しその職及び氏名を受注者に通知した者をいう。受注者には主として監督員が対応する。
2. 総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要が有りと認める場合における契約担当課等に対する報告等を行うとともに、監督業務の掌理を行う者をいう。
3. 監督員とは、監督業務を担当し、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認められる場合における総括監督員及び契約担当課等への報告を行うとともに、現場監督業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。
4. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
5. 設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表（金抜設計書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
6. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

【改定後】

第1章 総 則

第1節 総 則

1－1－1 適 用

1. 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福岡市水道局が発注する水道工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
なお、土木工事（河川工事、地すべり工事、道路工事）、港湾工事、下水道工事、公園緑地工事、農業土木工事、その他それらに類する工事については福岡市制定の土木工事共通仕様書及び区画線設置工事共通仕様書に準拠するものとする。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、適正な監督・検査体制のもとで建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査等）にあたっては、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表（金抜設計書）に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表（金抜設計書）の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。

1－1－2 用語の定義

1. 監督職員とは、総括監督員、監督員を総称していう。監督職員とは、契約約款第9条第1項に基づき発注者が選任しその職及び氏名を受注者に通知した者をいう。受注者には主として監督員が対応する。
2. 総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要が有りと認める場合における契約担当課等に対する報告等を行うとともに、監督業務の掌理を行う者をいう。
3. 監督員とは、監督業務を担当し、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認められる場合における総括監督員及び契約担当課等への報告を行うとともに、現場監督業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。
4. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
5. 設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表（金抜設計書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
6. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

【改定前】

26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
- なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の一部改正について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。
27. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
28. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
29. 契約関係書類とは、契約約款第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
30. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。
31. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
32. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
33. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
34. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
35. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
36. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階、監督職員の指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
37. 工事検査とは、検査員が契約約款第31条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
38. 検査員とは、契約約款第31条第2項、第38条第3項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めたものをいう。
39. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質の確認を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
40. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
41. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
42. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
43. 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
44. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
45. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
46. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
47. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
48. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場

【改定後】

26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
- なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の一部改正について」(令和5年3月15日付け国技建管第6号)に基づき実施しなければならない。
27. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
28. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
29. 契約関係書類とは、契約約款第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
30. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。
31. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
32. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
33. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
34. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
35. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
36. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階、監督職員の指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
37. 工事検査とは、検査員が契約約款第31条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
38. 検査員とは、契約約款第31条第2項、第38条第3項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めたものをいう。
39. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質の確認を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
40. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
41. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
42. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
43. 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
44. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
45. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
46. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
47. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
48. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

【改定前】

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－41 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1－1－42 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 地方自治法 （令和2年3月改正 法律第5号）
- (2) 建設業法 （令和3年5月改正 法律第48号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法 （平成21年6月改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法 （令和2年3月改正 法律第14号）
- (5) 労働安全衛生法 （令和元年6月改正 法律第37号）
- (6) 作業環境測定法 （令和元年6月改正 法律第37号）
- (7) じん肺法 （平成30年7月改正 法律第71号）
- (8) 雇用保険法 （令和4年3月改正 法律第12号）
- (9) 労働者災害補償保険法 （令和2年6月改正 法律第40号）
- (10) 健康保険法 （令和5年5月改正 法律第31号）
- (11) 中小企業退職金共済法 （令和2年6月改正 法律第40号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 （令和4年3月改正 法律第12号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法 （令和4年12月改正 法律第97号）
- (14) 道路法 （令和3年3月改正 法律第9号）
- (15) 道路交通法 （令和5年5月改正 法律第19号）
- (16) 道路運送法 （令和5年4月改正 法律第18号）
- (17) 道路運送車両法 （令和4年3月改正 法律第4号）
- (18) 砂防法 （平成29年6月改正 法律第45号）
- (19) 地すべり等防止法 （平成29年6月改正 法律第45号）
- (20) 河川法 （令和3年5月改正 法律第31号）
- (21) 海岸法 （平成30年12月改正 法律第95号）
- (22) 港湾法 （令和4年11月改正 法律第87号）
- (23) 港則法 （令和3年6月改正 法律第53号）
- (24) 漁港漁場整備法 （平成30年12月改正 法律第95号）
- (25) 下水道法 （令和4年5月改正 法律第44号）
- (26) 航空法 （令和4年6月改正 法律第62号）
- (27) 公有水面埋立法 （平成26年6月改正 法律第51号）
- (28) 軌道法 （令和2年6月改正 法律第41号）
- (29) 森林法 （令和2年6月改正 法律第41号）
- (30) 環境基本法 （令和3年5月改正 法律第36号）
- (31) 火薬類取締法 （令和元年6月改正 法律第37号）

【改定後】

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－41 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1－1－42 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 地方自治法 （令和2年3月改正 法律第5号）
- (2) 建設業法 （令和3年5月改正 法律第48号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法 （平成21年6月改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法 （令和6年5月改正 法律第42号）
- (5) 労働安全衛生法 （令和元年6月改正 法律第37号）
- (6) 作業環境測定法 （令和元年6月改正 法律第37号）
- (7) じん肺法 （平成30年7月改正 法律第71号）
- (8) 雇用保険法 （令和6年6月改正 法律第47号）
- (9) 労働者災害補償保険法 （令和2年6月改正 法律第40号）
- (10) 健康保険法 （令和6年6月改正 法律第47号）
- (11) 中小企業退職金共済法 （令和2年6月改正 法律第40号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 （令和6年5月改正 法律第26号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法 （令和5年12月改正 法律第84号）
- (14) 道路法 （令和5年5月改正 法律第34号）
- (15) 道路交通法 （令和5年6月改正 法律第56号）
- (16) 道路運送法 （令和5年4月改正 法律第18号）
- (17) 道路運送車両法 （令和5年6月改正 法律第63号）
- (18) 砂防法 （平成29年6月改正 法律第45号）
- (19) 地すべり等防止法 （令和5年5月改正 法律第34号）
- (20) 河川法 （令和5年5月改正 法律第34号）
- (21) 海岸法 （令和5年5月改正 法律第34号）
- (22) 港湾法 （令和4年11月改正 法律第87号）
- (23) 港則法 （令和3年6月改正 法律第53号）
- (24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 （令和5年5月改正 法律第34号）
- (25) 下水道法 （令和4年5月改正 法律第44号）
- (26) 航空法 （令和5年6月改正 法律第63号）
- (27) 公有水面埋立法 （平成26年6月改正 法律第51号）
- (28) 軌道法 （令和2年6月改正 法律第41号）
- (29) 森林法 （令和5年6月改正 法律第63号）
- (30) 環境基本法 （令和3年5月改正 法律第36号）
- (31) 火薬類取締法 （令和元年6月改正 法律第37号）

【改定前】

- (32) 大気汚染防止法 （令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号）
- (33) 騒音規制法 （平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (34) 水質汚濁防止法 （平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (35) 湖沼水質保全特別措置法 （平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (36) 振動規制法 （平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (38) 文化財保護法 （令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号）
- (39) 砂利採取法 （平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (40) 電気事業法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (41) 消防法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (42) 測量法 （令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (43) 建築基準法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (44) 都市公園法 （平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (46) 土壌汚染対策法 （平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (47) 駐車場法 （平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (48) 海上交通安全法 （令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (49) 海上衝突予防法 （平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 （令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (51) 船員法 （令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号）
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 （平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号）
- (53) 船舶安全法 （令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (54) 自然環境保全法 （平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号）
- (55) 自然公園法 （令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (58) 河川法施行法 （平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (59) 技術士法 （令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (60) 漁業法 （令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (61) 空港法 （令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号）
- (62) 計量法 （平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (63) 厚生年金保険法 （令和 5 年 3 月改正 法律第 3 号）
- (64) 航路標識法 （平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 （令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (66) 最低賃金法 （平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
- (67) 職業安定法 （令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (68) 所得税法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (69) 水産資源保護法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (70) 船員保険法 （令和 5 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (71) 著作権法 （令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号）
- (72) 電波法 （令和 4 年 12 月改正 法律第 93 号）
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

【改定後】

- (32) 大気汚染防止法 （令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号）
- (33) 騒音規制法 （平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (34) 水質汚濁防止法 （平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (35) 湖沼水質保全特別措置法 （平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (36) 振動規制法 （平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (38) 文化財保護法 （令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号）
- (39) 砂利採取法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号）
- (40) 電気事業法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (41) 消防法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (42) 測量法 （令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号）
- (43) 建築基準法 （令和 6 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (44) 都市公園法 （令和 6 年 5 月改正 法律第 40 号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (46) 土壌汚染対策法 （平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (47) 駐車場法 （平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (48) 海上交通安全法 （令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号）
- (49) 海上衝突予防法 （平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 （令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (51) 船員法 （令和 6 年 5 月改正 法律第 42 号）
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 （令和 5 年 5 月改正 法律第 24 号）
- (53) 船舶安全法 （令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (54) 自然環境保全法 （平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号）
- (55) 自然公園法 （令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (58) 河川法施行法 （平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (59) 技術士法 （令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (60) 漁業法 （令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (61) 空港法 （令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号）
- (62) 計量法 （平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (63) 厚生年金保険法 （令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号）
- (64) 航路標識法 （平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 （令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (66) 最低賃金法 （平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
- (67) 職業安定法 （令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (68) 所得税法 （令和 6 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (69) 水産資源保護法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (70) 船員保険法 （令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号）
- (71) 著作権法 （令和 6 年 6 月改正 法律第 55 号）
- (72) 電波法 （令和 5 年 12 月改正 法律第 87 号）
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

【改定前】

(令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)

- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
- (75) 農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)
- (76) 毒物及び劇物取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 35 号)
- (79) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (80) 個人情報の保護に関する法律 (令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)
- (82) 福岡市関係条例
- (83) 水道法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようになしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適當であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

1－1－43 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。
- なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
7. 受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－1－44 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。
- ただし、現道上の工事については、書面により提出しなければならない。

【改定後】

(令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)

- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
- (75) 農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)
- (76) 毒物及び劇物取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)
- (79) 警備業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)
- (80) 個人情報の保護に関する法律 (令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第 53 号)
- (82) 福岡市関係条例
- (83) 水道法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようになしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適當であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

1－1－43 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。
- なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
7. 受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－1－44 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。
- ただし、現道上の工事については、書面により提出しなければならない。